

令和3年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの増進

① 自然公園の適正な管理と活用

(1) 事業目的

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても活用される場所です。

本県では、2016年7月に大山隠岐国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定され、現在、県内4地域の国立公園とその周辺地域において、国内外からの来訪者を増加させる取組を行っています。サイクリングやトレッキング、シーカヤックなど豊かな自然を活用した体験メニューを造成し、県内の自然公園等の魅力をさらに向上させ、また、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう受入環境の整備を図ります。(資料編：表1)

また、自然環境の保全や自然生態系の再生を図ることを目的に自然公園施設の整備や維持補修を行うとともに、こうした自然公園施設が持続的に活用されるよう管理を行います。

(2) 取組状況

令和2年の自然公園の利用者数は、大山隠岐国立公園が約674万人、国定公園が約9万人、県立自然公園が約200万人でした。(資料編：表2、3)

自然公園等を訪れる利用者のための施設(自然歩道、駐車場及び公衆トイレ等)の整備を、国、県及び市町村が連携を取りながら進めており、令和2年度においては、自然歩道や展望デッキ等の再整備を行うとともに、転落防止柵や路面・標識等の維持補修、並びに、倒木処理や修景伐採を行いました。

自然公園内の県有施設の管理についても、市町村に管理を委託し、連携して安全・安心な利用環境の管理を図りました。

また、自然公園の中でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域に対しては、所管の市町村に自然公園美化清掃交付金を交付し、美化清掃の推進を図りました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6172